

大学における単位制度の現状と課題

— 私立大学の事例を中心として —

筑波大学 清 水 一 彦

はじめに

本稿は、わが国の大学における単位制度について、これを基準に関わる制度上の側面及び個々の大学における運用上の側面から再検討を加えることを目的とした大きな研究の一環として位置づくものである。

すでに別稿⁽¹⁾において筆者は、主に単位制度の基準に関わる部分として制度上の問題を取り上げ、教育制度論的視点からその歴史的変遷過程の一部を分析・考察してきた。その中で、確かに大学の単位制度が新制大学発足時の諸事情から十分に検討されず、しかも広く理解されないまま慌ただしく導入されたという経緯や、加えて基準の内容が必ずしもわが国の大学の伝統や実情にそぐわない側面を当初から有し、そのためこれらのことが実際の運用上の障害や制約となっていたことを指摘した。と同時に、実際問題として、個々の大学あるいは学部における具体的な運用において、新制大学発足の理念や単位制度本来の趣旨が必ずしも尊重されず、不徹底となっている側面があったことも否定し得ない事実であった。

昭和22年の「大学基準」制定以来、昭和31年の省令基準としての「大学設置基準」を経てさらに今日に至るまで、単位制度の基準に関わる部分も今日まで数多く改訂されてきた。そこでは一貫して単位制度の趣旨の徹底とともに、とくに省令基準以降は当面不必要な制度上の制約をできるだけ少なくするという方法がとられてきた。現状から基準改正という手順・方法である。それゆえ、単位制度のあり方の再検討においては、基準に関わる制度上の問題と並行して、基準との関係で個々の大学における具体的な運用状況を知ることは不可欠の作業課題となる。

本稿では、今日の大学単位制度の実際的、個別的運用の現状と課題を事例分析を通じて明らかにしていきたい。事例分析の対象としては、私立大学である早稲田大学と慶応大学を中心に取り上げる。それは、単位制度の運用は一般に施設・設備や教員組織の拡充と密接な関係を有し、そのためとくに経営上の問題と絡んで私立大学においてより深刻な問題となっていること、また両大学とも長い歴史と伝統をもち他大学の改革・改善の先導的役割を少なからずもち得ていることなどによる。さらに、早稲田大学の場合は一般教育の編成形態は学部独立型であり、慶応大学の場合は学部共通の教養課程型をとっていることも、両校をその対象として選んだ理由の一つである。加えて、今日特徴的な単位制度の構造をもつと思われる筑波大学の事例も関連して取り上げる。

分析の視点及び分析の制度的枠組みについては、別稿で提示したものと同様にしたい。すなわち、単位制度の定義を、「大学における授業の履修に係る学生の学習量を測るもので、基礎的な量としての1単位数、全体の量としての総単位数及びそれを配分し、選択履修させ、学問的クレジットを与える過程のすべてを含む制度」ととらえる。そして、そこから導かれる制度的枠組みを、①1単位数――単位の標準及び単位計算方法、②総単位数――卒業要件（学士号取得要件）、③配分――科目区分もしくは課程区分、④選択履修――用意単位数・各年次履修・必修選択の比率、⑤評価――単位認定の方法・時期及び単位の有効性、と設定する。

事例の分析・考察を加える前に、現行の大学の単位制度の基準すなわち「大学設置基準」の構造と特色について、上記の制度的枠組みに基づいて把握することにしたい。

1. 「大学設置基準」にみる現行の単位制度の構造と特色

大学における単位制度の基準は、大学設置に必要な最低基準としての「大学設置基準」の中にもみることができる。

単位制度の基準の歴史は、古くは戦後の新制大学発足に当たって制定された「大学基準」（昭和22年、大学基準協会制定）までさかのぼるが、現在のような省令としての基準は、ほぼその内容を引き継ぐ形で、昭和31年10月22日の文部省令第28号によって設けられるようになった。この省令基準制定以降も今日まで十数回の改訂を重ねてきているが、とくに昭和45年の改正以降のいわば「弾力化過程」⁽²⁾の中では、基準の具体的内容はもとより、基準自体のあり方についても多方面から論議され読んでいる。それは、大学教育ひいては社会の水準維持を図る上で欠くことのできない重要な基準であるからである。

現行の単位制度は、この「大学設置基準」の中にその基本的な考え方が盛り込まれ、具体化されている。以下、設定した制度的枠組みに基づいて、その基本的構造及び特色をみていくことにする。

(1) 1単位数に関して

まず、単位算出基準としての1単位数については、各授業科目につき「教室内及び教室外を合せて45時間」（第26条）の履修時間という基本的大原則を掲げ、以下同条に各授業形態による異なる単位計算方法の基準を示している。

具体的には、講義については「教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。」演習については「教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。」

また化学実験、機械実験、教育実習、農場実習、工作演習、機械製図及び体育実技等の授業

については、「学修は、すべて実験室、実習場等で行われるものとし、45時間の実験又は実習をもって1単位とする。」

こうした基本的原則の例外として、講義については、「1時間半又は2時間の講義に対してそれぞれ教室外における1時間半又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし、22時間半又は30時間の講義をもって1単位とする」ことが認められ、また演習についても、「1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の演習をもって1単位とする」ことができる。講義については、授業科目の種類のかんにかかわらず、演習については授業科目の種類によってそれぞれ認められている。また両者とも、「教室外の準備のための学修が基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要のある」場合にのみ、このような措置が認められるとしている。

こうした1単位数の大原則及び授業形態による単位計算方法もしくは例外措置は、昭和31年の省令基準制定以降、表現上の差異は認められるものの、少なくとも内容上は何ら変わらぬものとして固定化されている。中でも、講義についての例外措置の規定は、省令基準で初めて登場してきたものであるが、これは単位制度の運用の現実において、自学自修を重んじた単位制度の趣旨が徹底されない状況や、図書館等の自学自修の場の条件整備の立ち遅れなどがその背景にあり、授業による学習効果をアップさせるためのいわば苦肉の策でもあった。また、演習についての科目の種類による例外措置は、文系・理系による区別を盛り込んだ旧来の「大学基準」での規定内容⁽³⁾及びその考え方を基本的に受け継ぐ形でとられたものである。

1単位数を週45時間とする考え方は、当初からつまり「大学基準」制定時から、標準的人間の一週間の平均的生理的労働時間から考え出されたものである。また、旧制大学下にはみられなかった学生の自学自修を奨励する授業形態別の単位計算方法は、「学生はいわゆる従来のかめ込み主義を基礎とする監督教育から解放さるべき」⁽⁴⁾のために考えられたもので、新制大学のとりわけ学習指導上の大きな特色の一つとなっている。

(2) 総単位数に関して

大学卒業要件としての総単位数については、「124単位以上」（第32条）と規定され、これは新制大学発足当初の「大学基準」制定直後に体育4単位が追加されて124単位となって以来、基準上変わらぬ事項の一つとなっている。しかも、この総単位数は、わが国の場合修業年限4年以上とセットとなって卒業要件及び学士号取得要件となっている。

この124単位の考え方は、当初から1単位数の標準から算出されたものである。つまり、週45時間を1単位とすれば、半期15週で15単位、通年で30単位、これを4年間継続すれば合計で120単位となる考え方が根底にあった。追加された体育4単位については、新制大学における学生の活動の中で、とりわけ課外活動の重要性とのつながりで考えられたもので、当初はこれを総単位数の枠外におかれていたものが省令基準制定以降枠内におさめられ、今日に至っている。

体育を除いた120単位は、したがって4年という修業年限と密接な関連をもつもので、そこでは少なくとも毎年30単位の学習の4年間にわたる継続性が強調されていたことになる。

また、この総単位数は4年間に修得すべき最低の単位数であるとともに、先の1単位数の考え方からすれば標準的人間の平均的学習時間量でもあった。

しかし、早くから「わが国の実情を見ると、必ずしも各大学がこの規定を尊重しているとはいえない⁽⁶⁾」という指摘が多くみられた。その後、単位制度の趣旨からして極端にこれを超えることのないよう、おおむねその増加単位は16単位を限度として合計140単位までという考え方や文部省側の指導等がとられるようになったのである⁽⁶⁾。

(3) 配分に関して

単位制度の構造の中で、この配分についてほどこれまで基準上さまざまな変化があったものはない。当初の「大学基準」からみればその変化は著しく、省令基準以降をとってみても幾多の重要な改訂が行われてきている。

現行の「大学設置基準」では、124単位の授業科目区分への振り分けとして、次のように規定されている（第32条）。

一般教育科目	36 単位
外国語科目 1 の外国語	8 単位
保健体育科目	4 単位
専門教育科目	76 単位

このうち一般教育科目については、その重要性に鑑みさらに人文、社会及び自然の3分野にわたって修得することが定められている。また、専門教育の基礎となる授業科目として昭和48年の基準改正で明文化された基礎教育科目については、その配分は設けられず、代わって学部、学科又は課程の種類により「教育上必要があるとき」は、これを含めた外国語科目、専門教育科目の科目で一般教育科目の12単位までを代替できることとなった（昭和45年以降）。

したがって、保健体育科目を除く総単位数の配分は、実際には次のような波型配分が可能となっている。

一般教育科目	36～24 単位
外国語科目	8～20 単位
基礎教育科目	0～12 単位
専門教育科目	76～88 単位

（但し、外国語科目については、2以上の外国語を卒業要件とする大学にあっては、1の外国語8単位を超える単位は専門教育科目の単位とみなされている。）

このことから外国語・保健体育を含めた広い意味での一般教育と専門教育との単位配分の比率は、48：76（およそ4：6）～36：88（およそ3：7）の範囲となっている。

(4) 選択履修に関して

これについては、規定の上では各授業科目は、「必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする」（第28条）として、教育課程の編成方法のおおまかな原則を掲げているだけである。必修・選択・自由科目の割合や、各年次ごとの配分についての具体的規定はいっさい設けられず、すべてこれらは個々の大学の自由裁量となっている。

用意単位数については、「大学基準」及び省令基準制定時においても、一般教育（教養）科目に規定が設けられていたが、昭和45年の改正以来それはなくなり、各大学の運用に任せられてきた。また、各授業科目の単位数についても、昭和31年の省令基準では、外国語科目1つ8単位（2以上の場合、他の一つは4単位以上）、専門教育及び基礎教育科目は4単位以上を原則とし、教育上必要な場合に限り3ないし2単位とするように、科目に厚味をもたせた規定が設けられていた。しかし、これについても、昭和45年の改正により、各授業科目の単位数は各大学で定めるものとされたのである⁽⁷⁾。このように、選択履修に関しては、用意単位数、各年次履修及び必修・選択等の割合はすべて各大学で決めることになっている。

なお、この選択履修に関しては、昭和48年の改正により授業科目の区分に関する履修上の特別条項が設けられるようになった。それは次のような規定である。

「学生の専攻との関連において教育上有益なときは、当該授業科目の区分以外の区分に係る授業科目として履修させることができる」（第24条）。

この規定は、授業の単位を10週とする3学期制を可能にさせたこととも関連し、主に当時の筑波大学などいわゆる新構想大学の設立を予想して設けられたものである。これにより、例えば専門教育科目であっても学生の主専攻でない授業科目については、一般教育科目として履修できることになった。かなりの弾力化措置であったといえる。

(5) 評価に関して

単位認定については、省令基準制定以来一貫して「大学は一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与えるものとする」（第31条）となっている。そこでは、授業の履修をどうとらえるかの明確な基準や考え方は示されず、授業科目の種類を問わずすべての授業形態にわたって各大学や学部、より实际的にいえば各担当教員の自由に任せられているのである。試験や単位認定の時期・方法あるいは単位の有効性についても、基準ではいっさい触れられず、各大学の自由裁量となっている⁽⁸⁾。

2. 単位制度の運用の実際

「大学設置基準」でその基本的枠組みが定められている単位制度は、実際にどのように運用されているのであろうか。法的拘束力をもつ最低基準であるがゆえに、多くの大学ではほぼそ

れに沿った形で運用されていることは容易に予測できるが、各大学における具体的な運用において単位制度の趣旨が不徹底となっていたり、基準及びその考え方を逸脱するような現実があることもしばしば指摘されてきた⁽⁹⁾。事実、これまでの基準改正時にはしばしばこのことが取り上げられ、論議の的となってきた。また、すでにみたように各大学の自由裁量となっている部分も多く、その運用の実態はかなり広範囲にわたって多様なものとなっていることも容易に推測できる。

以下、早稲田大学と慶応大学を中心に、特徴的な構造をもった筑波大学の事例をも含めて取り上げ、設定した制度的枠組みに基づいて単位制度運用の現実をみていくことにする。

(1) 早稲田大学の場合⁽¹⁰⁾

まず、1単位数については、同大学の学則の規定に従って、各学部が独自の表現でそれぞれの学部要項に掲げている（以下、表1参照）。

大学の学則では、「大学設置基準」での大原則とともに、講義科目については毎週1時間15週の授業をもって1単位とし、外国語科目及び演習については毎週2時間15週の授業をもって1単位とするほか、演習についてはさらに講義科目と同様に毎週1時間15週の授業をもって1単位とすることができることになっている。実験・実習及び体育実技の授業については、基準内容と同一の毎週3時間15週をもって1単位としている（学則第12条）。また同大学では、各学部を通じて共通して1単位時間は45分で、2時間=90分が各授業の基本的単位とされている。

これを個々の学部の細則でみると、1単位数についてはとくに説明を省いている学部（政治経済学部）、大原則を掲げているだけの学部（人間科学部、社会科学部、商学部、法学部）、基準の細かい規定をそのまま流用している学部（理工学部）、科目区分ごとにやや詳細に掲げている学部（第一文学部）などとなっている。その表現はまちまちであるが、内容的には何ら変わるところはない。商学部において、一部の科目でゼメスター制をとり、毎週4時間の講義授業で4単位と定めている点が特徴的な点となっているにすぎない。

次に、総単位数についてみると、最少の136単位（夜間の第二文学部、社会科学部）から最大の160単位（法学部）まで、各学部によってその違いが顕著となっている。中でも法学部の160単位は極端に多く、これを学習時間数に換算すると、4年間で $160 \times 45 = 7,200$ 時間、一学年で1,800時間に相当し、同大学の一学年33週で計算しても一週約55時間となる。これは一日平均10時間の学習を要求していることになり、少なくとも数字の上からは学生にとってはかなり厳しい学習負担となっている。後述の選択履修との関係でみると、実際には、1、2年次の学生にはさらに重い負担が要求され、とくに1年次の場合1日約12時間の学習量となっている。理論上では実際不可能に近いともいえる学習量であるが、現実はそれを可能にしていることになる。つまり、学生の自学自修の時間数を減らすことによって、それは十分に可能となるのである⁽¹¹⁾。

表1 早稲田大学における単位制度の運用

学部(事例学科等)	教育学部(教育学専修)	人間科学部(人間基礎科学科)	第一文学部	第二文学部(英文学専修)	社会科学部
定員(実員)	1,020名(1,296名)	500名(529名)	1,110名(1,269名)	510名(562名)	600名(952名)
1 単位数 (単位数出基準)	講義……………毎週1時間15週の授業(自習2時間) 演習・外国語…毎週2時間15週の授業(自習1時間) 実験・実習等…毎週3時間15週の授業 90分=2時間(以下同じ)	1科目について毎週3時間ずつ行う15週の学習活動	一般教育・専門教育…1. 時間 専門外国語・保健講義(授業)(自習) 外国語科目・演習……2:1 保健実技……………3:0	同左	15週を通じて1科目につき毎週3時間の学習活動
総単位数 (卒業要件・学士号取得要件)	138単位	138単位	144単位	136単位	136単位
① 一般教育科目	36	24	32(基礎教育科目4単位合)	36	36
② 外国語科目	14	14	24	8	12
③ 保健体育科目	4	4	4	4	4
④ 基礎教育科目	0	20		0	0
⑤ 専門教育科目	84	76	84	88	84
一般:専門例 ①-③) ④⑤)	39:61	30:70	42:58	35:65	38:62
用単位数	128単位	80単位	148単位	146単位	110単位
意数	212単位	170単位	364単位	320単位	314単位
学年	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計
標準	20 16 8 6 3 1 8 16 39 39	20 4 8 6 3 1 8 4 43 36 31	20 8 12 12 4 3 1 0 14 40 30 84	28 8 4 4 3 1 0 18 40 30 88	16 12 6 6 3 1 12 16 24 32
年度	36 14 4 4 84 138	24 14 4 20 76 138	24 12 4 4 20 76 138	36 8 4 4 4 36	36 12 6 6 3 1 36
履修単位数	8 16 38 22 67 333	4 21 27 24 76 138	4 4 4 4 20 76 138	0 18 40 30 88	12 16 24 32 84
専修科目単位数	56 28 67 333	42 34 55 45 55	36 48 57 45 55	44 44 50 50	24 60 29 71
選択科目単位数	出座2/3以上 試験・レポート・平常点の総合成績の合格	試験及び出席状況(2/3以上)等を総合的に判定	同左	同左	同左
その他	⑤ 卒論のために、3年次までに92単位(保健除く)の取得 ⑥ 各年次42単位まで	⑤ 専門教育科目は、ほとんど2単位科目の授業 ⑥ 1年47単位、2年44単位、3年39単位、4年44単位まで	⑤ 1年次12科目36単位(保健除く) (10科目30単位以上は仮進級) ⑥ 3年50単位、4年45単位	⑤ 12単位まで、専門及び外国語科目によって代替可能 ⑥ 1年35単位、2年39単位、3年50単位、4年45単位	⑤ 12単位まで、専門又は第2外国語によって代替可能 ⑥ 各年次40単位まで

表 1 つづき

学部(事例学科等)	政治経済学部(政治学科)	商学部	法学部(第1外国語が英語の場合)	理工学部(機械工学科)
定員(実員)	1,100名(1,358名)	1,200名(1,289名)	1,200名(1,400名)	1,740名(1,668名)
1 単位数 (単位算出基準)	とくに説明なし	1科目につき毎週3時間の学習活動 ・一部の科目でゼミスター制 (毎週4時間の授業=講義で4単位)	前期又は後期において行う毎週3時間の学習活動	設置基準の規定のまま
総単位数 (卒業要件・学上取得要件)	154単位	148単位	160単位	146単位
① 一般教育科目	36	36	28~44	48(基礎教育24単位含む)
② 外国語科目	18	16	16	14
③ 保健体育科目	4	4	4	4
④ 基礎教育科目 (その他科目)	8	0	0	
⑤ 専門教育科目	88	92	112~96	80
①-③) ④⑤)	38:62	38:62	30:70(40:60)	45:55
用単位数	144単位	96単位	124単位	300単位
専攻教育科目	228単位	286単位	328単位	159単位
科目区分	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計
一般教育科目	28 8 8 36	12 8 8 36	24 4~12 0~8	8 8 8
外国語科目	10 8	10 6	8 8	8 6
保健体育科目	3 1	3 1	3 1	3 1
基礎教育科目 (その他科目)	(4) 8			(24)
専門教育科目	4 24 36 24 88	20 24 28 20 92	12 28 40~32 24~32 112~96	10 31 25 14 80
計	45 41 40 28 154	45 39 36 28 148	47 41~49 40 24~32 160	53 46 33 14 146
専攻教育科目	4 単位	28単位	76単位	68単位
必修科目単位数	5名	30名	79名(68名)	85名(75名~85名)
選択科目単位数	84単位	64単位	21名(32名)	12単位
評価(単位認定)	出席授業時間数の2/3以上 臨時・定期試験等の総合判定	とくに説明なし	出席授業時間数の2/3以上 臨時考査、試験、レポート等の総合判定	とくに説明なし
その他	① 1年 4.2単位(保健除く) ② 2年 4.2単位(") ③ 3年 4.2単位、4年 5.0単位まで	① 2年次までに60単位以上取得 40単位未満、S.A.1.0未満は退学。	① 卒論(10単位)のために、一般教育 40単位のほか、外国語・保健及び専 門教育の各科目の合格	
①=進級要件 ②=履修単位数				

いずれにせよ、こうした法学部にみられる過大卒業要件単位数は、単位制度の趣旨からはかなりはずれたものとなっている。恐らくこうした単位数は、法学部自体の特性とも関係し、国家試験である司法試験を目標に実定法に必要な専門教育科目が多いことにもよるものであろう。また、実際に演習授業を講義と同じ単位計算していることもその大きな要因の一つであり、このことは政治経済学部についても同様のことがいえる。

理工学部（機械工学科）では、演習について毎週3時間通年で2単位とか、毎週4時間半期で1単位とか、さらに実験・実習・製図についても週4時間半期で1単位というように、基準で定めるより多くの時間数で少ない単位計算をしている。したがって通常の計算方法では、実際には146単位を超えるものとなっている。

なお、教職科目については、教育学部の一部の学科や専修を除いてすべて卒業要件の枠外に設けられ、それゆえ教職履修希望学生は、少なくとも16単位以上の教職科目が加わり、それぞれが規定する卒業要件単位数より多く履修することになっている⁽¹²⁾。

総単位数の配分についてしてみると、どの学部も基準上の最低基準を満たしているが、各学部ごとの特徴が最も強くあらわれている。

第一文学部では外国語科目の単位数が多く配分され、また同学部と理工学部では、基礎教育科目を一般教育科目区分に含めて規定されている。また昭和62年に新設された人間科学部では、基礎教育科目が20単位分を占める。政治経済学部では、他の学部にはない珍しい「その他の科目」区分を設け、演習を除く専門教育科目や一般教育科目及び第1・2以外の外国語科目から自由に選択できる措置をとっている。法学部では、一般教育科目と専門教育科目をセットにして波型の選択幅を設けている。第二文学部や社会科学部では、12単位まで一般教育科目を他の科目区分に代替できるという基準上の弾力化措置を実践している。

なお、外国語科目及び保健体育科目を含めた一般教育と専門教育との比率をみると、各学部で統一されているわけではないが、人間科学部を除くすべての学部において、基準上の割合との比較において、一般教育の比率が相対的に高いことがわかる。

次に、選択履修に関してみる。まず用意単位数については、各学部とも一般教育科目では3倍近くから理工学部の6倍以上まで、専門教育科目についても2倍から4倍以上とかなり多くの科目単位数が用意されている。表にみられる用意単位数は各学部・学科の学科目配当表の標準であり、実際にはこのほかに全学共通科目や他学部・学科の選択履修も可能となっているため、かなり割増して考えなければならない。かつて、新制大学発足直後に行われた全国調査の同様な結果⁽¹³⁾と比較してみても、今日その割合はほぼ2倍以上の増加を示している。学問の発展や細分化あるいは自由選択枠の拡大傾向が顕著に認められるものとなっている。

標準的な年次履修単位数については、文学部を除くすべての学部においては、専門教育科目を1年次から履修させ、またほぼ半数の学部で一般教育科目を3年次もしくは4年次に履修させるくさび型方式を採用している。また外国語及び保健体育は1、2年次必修としている。一

般教育科目単位数の相当部分を1，2年次に集中して履修させているため，結果的に入学直後の学生の履修単位数が多くなり，一部の学部を除いては70～80単位，さらには90単位を超え，その比率からいっても全卒業要件単位数の過半数をはるかに超えたものとなっている。このことは，早稲田大学の固有の現象というより，後にみる慶応大学の場合も同じであり，むしろわが国大学の共通する一般的特徴であり，長年続いているものであるといつてよい。

なお，多くの学部・学科では，4年次に卒業計画や卒業研究・論文を専門教育科目として8単位もしくはそれ以上の単位を課しており，4年次の卒業論文中心という大学の現実の状況が明らかにされる。

専門教育科目の必修・選択の割合については，各学部あるいは学科・専修によって著しい差異が認められ，統一的でない。政治経済学部のように選択の比率が95%のところもあれば，法学部のようにそれが約20%というところもある。また，同じ学部内でも理工学部のように85%選択のところから12%前後選択というように学科によって多様であることがわかる。

この選択履修に関して，同大学の多くの学部では，各年次履修単位の最高単位数を設けている。各年次ごとに一定の上限を設ける学部（教育学部，社会科学部），各学年ごとに異なる単位数の上限を設ける学部（人間科学部，第二文学部，政治経済学部，法学部）と，その形態は異なっているが，学生の無意味な履修を制限する方策を取り入れている。

最後に評価に関してみると，単位認定については，学則上⁽¹⁴⁾試験についてうたっている以外にとりたてて説明されていない学部（商学部，理工学部）もあるが，他の学部はそれぞれの要項の中で，ほぼ共通して出席時間数が授業時間数の $\frac{2}{3}$ 以上に加えて，試験等を総合的に判定して単位を与えることになっている⁽¹⁵⁾。

その他関連事項として，いくつかの学部では進級制度を採用している。例えば第一文学部では，1年次に保健体育を除く12科目36単位が2年次進級の条件となっており，10科目30単位以上は仮進級という措置を講じている。また商学部では，2年次までに60単位取得が進級条件となっているとともに，さらに40単位未満でかつS.A. 1.0未満は退学の対象とされ⁽¹⁶⁾，厳しい底上げシステムを導入している点が特徴的となっている。

(2) 慶応大学の場合⁽¹⁷⁾

同大学では，塾生案内としての学則の下で履修全般にわたる「学習指導要項」が設けられている。これは，文学部1年生，他学部及び医学部進学課程の1，2年生に対して，実際に適用される学則の運用について解説したもので，学則に明示されていない細則もこの学習指導要項によるものとされている。

日吉校舎に共通の教養課程部分を設けている慶応大学の各学部及び医学部進学課程の単位制度の構造は表2のようになっている。

まず，1単位数についてみると，学則第38条に単位に関する規定が設けられている。これに

表2 慶応大学における単位制度の運用

学部(専攻科等)	文学部(文学専攻) (国文学専攻)	経済学部	商学部	法学部(法律学科)	理工学部(機械工学科)	医学部(医学課程)
定員(実員)	700名(約900名)	1,200名(約1,300名)	1,000名(約1,000名)	1,200名(約1,300名)	840名(約1,000名)	100名(約100名)
1 単位数 (単位算出基準)	講義……毎週1回1時間4単位 (90分) " " " " 2単位 語学…… (外国語) " " " " 1単位 体育英技 講義+実験……1年間で4単位	同 左	同 左	専門教育科目 講義・演習とも週1回半2単位 " " 通年2単位 週2回半年の 集中4単位 (例外あり)	一般・専門……週1回30分で4単位 " " 15週で2単位 外国語……週1回30分で2単位 演習……15週で1単位 実験・実習・観劇……週1回(4時間) 15週で2単位	とくに説明なし
総単位数 (卒業要件・学士号取得要件)	128単位	126単位	128単位	144単位	140単位	(82)単位
① 一般教育科目	36	28	24	36	30	54
② 外国語科目	20	16	16	16	16	16
③ 保健体育科目	4	4	4	4	4	4
④ 基礎教育科目	0	8	12	0	12	8
⑤ 専門教育科目	76	70	72	88	78	47.58時間
⑩-⑬	47:53	38:62	34:66	39:61	36:64	
用単位数	128単位	104単位	96単位	108単位	102単位	78単位
専攻科用単位数	244単位*	348単位	254単位	264単位	96単位	3.4倍 2.4倍 (必修科目)
科目区分	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計	1年 2年 3年 4年 計
標準	20 16	20 10 6	24 8 8	36 8 8	14 15	54
年次履修	8 12	4 4	8 8	16 8	8 8	16
履修	4	4 4	4 4	4 4	4 4	4
基礎教育科目	76	8 8 54	8 8 4 12	12 12 76	12 23 55	8
専門教育科目	128	70	72	88	78	
計	32	126	128	144	140	(82)
専攻科用単位数	36単位	16単位	2単位	12単位	12単位	15% 1.2単位
専攻科用単位数	40単位	54単位	70単位	76単位	66単位	85% (~50%)
評定	所定の授業に出席し試験に合格	同 左	同 左	同 左	同 左	定期・不定期試験の合格
その他	(*) このほか、他専攻の科目も選択履修できるので、実際には相当な単位数となる。 ⑩ 1年で32単位取得 ⑪ 1年52単位(自由科目含)まで	⑩ 1年26単位 2年28単位 (2年までに56単位) 3年28単位 ⑪ 各学年48単位まで	⑩ 1年32単位 2年までに68単位 3年12単位 ⑪ 各学年48単位まで	⑩ 1, 2, 3年各30単位 (自由科目除く) ⑪ 各学年48単位まで (自由科目含めて56単位まで)	⑩ 1年28単位 2年34単位 3年まで69単位 (卒研申請資格)	

よると、講義は毎週1回(90分=2時間) 1年間で4単位、語学(外国語)は2単位、理工学部・医学部進学課程を除く他の学部の自然科学のうち実験を伴うものは、講義と実験で年間4単位、保健体育は毎週1回1年間で1単位及び夏季・冬季の集中選択体育1単位の計2単位となっている。

この規定にしたがって文学部、経済学部及び商学部では運用されているが、法学部と理工学部はさらに独自の規則を設けている。つまり、法学部では、専門教育科目は講義・演習ともに同一の単位計算方法を取り、週1回半年で2単位、通年で4単位、また週2回半年の集中授業で4単位(例外あり)となっている。理工学部では、表のような各授業科目区分ごとに、講義・演習等あるいは必修・選択の別に詳細な規定を設けている。このうち、実験・実習・製図については週1回(4時間)15週で2単位と、「大学設置基準」の規定より割増しの計算方法がとられている。

総単位数に関してみると、学部によっては一時期よりかなり総単位数を削減したこともあって、各学部とも早稲田大学とは異なり基準で求める単位数にかなり近いものとなっている。経済学部では、昭和46年当時は150単位であったが⁽¹⁸⁾、現在は大幅に削減され126単位と最低基準にもっとも近い数字を示している。しかし、法学部の144単位は、演習の単位計算方法が「大学設置基準」の但し書き規定を採用しており、そのため通常よりその授業時間数はかなり多くなっていることになる。

次に、配分に関してしてみると、各授業科目区分への配分は、ほぼ基準に沿った形で行われている。その中で、外国語科目が文学部の20単位をはじめ、他学部でも共通して16単位と比較的多く配分している点が特徴的である。一般教育と専門教育の比率も、文学部では50:50の比率であるほかは、ほぼ基準と同様のものとなっている。

選択履修に関してしてみると、用意単位数については、一般教育科目は3倍~4倍、また専門教育科目についても理工学部を除いて3倍~5倍となっており、かなり多くの単位数が用意されている。表に示される理工学部の専門教育科目については、必修のほか学部・学科が推奨する科目を基にして計算した値であり、したがって実際にはそれ以外の科目も多く存在し、相当の単位数が用意されている。

また、標準の年次履修単位数については、各学部とも専門教育科目の標準履修単位数を複数年次にわたって一緒に掲げているため、各年次ごとの合計単位数は明確にできないが、外国語・保健体育を含めた一般教育が1、2年次に集中して行われ、この年次の単位数がかなり多くなっていることは早稲田大学の場合と同様である。このほか特徴的な点は、教養課程型をとっているにもかかわらず、経済学部と理工学部ではさらに一般教育科目を4年間にわたって履修させる方法をも採り入れていることである。また、文学部の1年次を除いてすべて、基礎教育科目あるいは専門教育科目が1年次から履修することになっている。

専門教育科目の必修・選択の割合は、各学部・学科によって差異が著しく、文学部のように

ほぼ50：50のところもあるが、商学部のようにほとんど選択科目となっているところもある。概して、必修より選択の方が多き構造を示している。

最後に、評価に関してみると、各学部とも所定の授業に出席して試験を受けたあとに学業成績の評語が決まることになっている。出席率等の細かい規定は、各学習指導要項には見い出せない。

その他関連して、各学部では年次ごとに厳しい進級条件を設けている点が注目される。それぞれ細かい条件を設けつつも、各年次30単位前後の履修を義務づけている。理工学部では、4年次での卒業研究の申請資格として一定の単位の修得を定めている⁽¹⁹⁾。また、各学部とも表のように最高履修単位数を設け、履修の平均化などを企てている。

(3) 筑波大学の場合⁽²⁰⁾

昭和48年の「大学設置基準」の改正によって授業科目の区分に関する履修上の特例が適用され、筑波大学では授業科目から従来の一般教育科目や専門教育科目の区分の名称が消えることになった。代わって、専攻科目、基礎科目、関連科目A・B及び共通科目という新しい区分となった。共通科目には総合科目A・B・C、体育（体育実技及理論含む）、外国語、国語及び情報処理がそれぞれ表4のような内容をもって設定されている。こうした筑波大学独自の区分と基準上の区分との関係は、表3のようになっている（医学専門学群は除く）。

同大学の単位制度の運用の構造は、まず1単位数については、教室内外合せて45時間の履修を原則として、各授業形態ごとに次のように定めている。すなわち、1単位時間を50分＝1時間とし、講義は毎週1.5時間（75分）10週で1単位、年間30週で3単位、演習は毎週3時間（150分）10週で1単位、年間30週で3単位となっている。また実験・実習等は毎週4.5時間（225分）10週で1単位となっている。全学共通して3学期制をとり、各授業とも0.5単位の倍数単位となっている。

総単位数は、表3の事例では126.5単位となっているが、学群・学類により若干の差異はあるものの126単位～139.5単位の範囲内におかれている。

配分に関しては、設置基準上の区分に従ってみると、表の事例では一般教育科目29単位、外国語科目13.5単位、保健体育科目4単位、専門教育科目80単位となっている。これは他の学群・学類とも大きな差異は認められない。先の私立大学と比べ全体としては外国語の配分が比較的少ない構造となっている点が目立つ⁽²¹⁾。一般教育と専門教育の比率は37：63で基準上とはほぼ同じであるが、筑波大学区分でいう関連科目Bはもともと専門教育科目群であるため、厳密な意味でいえば27：73と、一般教育の比率がかなり低いものとなっている。

選択履修に関しては、用意単位数は学生の履修が他学群・学類の広範囲にわたって可能となっているためその把握が困難であるが、各年次履修についていえば、体育が4学年にわたって4単位履修するのをはじめ、一般教育、専門教育とも比較的全学年にわたって履修する構造を

表3 筑波大学における単位制度の運用

(医学専門学群以外, 例一第2学群人間学類)

設置基準上の区分	筑波大学区分	1年	2年	3年	4年	備 考	小計	配 分 計	
一般教育科目	関連科目 B	← (12) →				() は選択	12	29	
	共通科目	総合科目 A	← (12) →				(平成元年度より指定科目制を導入)		12
		” B							
		” C	1						1
		国 語		2			学群・学類により指定年次異なる		2
		情報処理	2				概論1 演習1(含実習)		2
外国語科目	外国語	4.5 (一般語学)	← 9 → (専門語学)				13.5	13.5	
保健体育科目	体 育	1	1	1	1	体育理論含む	4	4	
専門教育科目	専 攻 科 目	← (40) →				卒研4 卒研指導1含む	40	80 [必修21%] [選択79%]	
	基 礎 科 目	← <12> →				<指定必修あり>	12		
	関 連 科 目 A	← <28> →					28		
	計							126.5	
	最低履修単位数	15	15	15	15	除籍の対象となる		一般: 専門 37%:63%	

1 単位数	教室内外合せて45時間の履修 講 義……毎週1.5時間(75分)10週 演 習……毎週3時間(150分)10週 実験実習……毎週4.5時間(225分)10週
評 価	試験の結果, 受講状況の総合判定
そ の 他	修業年限 最長6年間(医学9年間), 3学期制

特徴としている。専門教育科目に相当する専攻科目，基礎科目及び関連科目Aの必修・選択の比率は，ほぼ20:80で選択の比率がかなり高い。

評価については，各授業担当教員が試験の結果と受講状況との総合判定によるものと規定され，試験は各学期末に期間が設けられ，仮評価のあと最終学期の成績が出されることになっている⁽²²⁾。

表4 授業科目の分類と構成（医学専門学群は除く）

授業科目の区分	内 容
1. 専 攻 科 目	当該専門分野のうちで，重点的に履修を深める分野に係る科目
2. 基 礎 科 目	当該専門分野に係る科目のうちで，専攻科目の履修のための基礎となるもの
3. 関 連 科 目	A. 当該専門分野の履修に関連して，周辺領域から履修範囲が指示される科目 B. 当該専門分野の履修に関連して，学生が自由選択により履修する科目
4. 共 通 科 目	
総合科目	A. 学群ごとに，当該学群の教育目的に即して編成される比較的広域的な総合科目 B. 学類ごとに，当該学類の性格に応じて編成される比較的範囲の狭い総合科目 C. 新入生に対し，最初の1学期に集中的に実施する科目 （フレッシュマン・セミナー）
体 育	全在学期間を通じて，健康管理及び体力増進を目的とする科目
外 国 語	第1外国語 専門語学及び一般語学に区分し，一般語学については，実用的能力の訓練を中心とする。 第2外国語 実用的能力の訓練を中心とする。
国 語	自己の思想を正確に表現するための技術の修得を目的とする科目
情 報 処 理	情報科学に関する基礎的な教育を目的とする科目

3. 運用上の特色と問題点

以上のように，早稲田大学，慶応大学を中心に，さらに特徴的な事例の一つとして筑波大学を含めて取り上げその運用の現状をみてきたが，これらの全般的特色及び問題点について，まず最初に「大学設置基準」との関係でまとめると，およそ次のようになる。

- (1) 全体として、単位制度運用の現状は各大学レベルにとどまらず、学部や学科さらには専修・専攻レベルにまで及んで多種多様な形態がみられる。総合大学として比較的規模の大きい大学の事例を扱ったこともあるが、教養課程型のシステムを取り入れてある慶応大学でさえ、学部や学科等によってそれぞれの細則に従って多様に運用されている。このように、今や単位制度はより小さな単位としての学部や学科、専修・専攻レベルまでおいて考えられなければならないとなっている。
- (2) 当然のことながら、「大学設置基準」の適用が運用の全般にわたってみられるが、一部の学部や学科によっては必ずしも基準通りに運用されていない点もみられた。早稲田大学にせよ慶応大学にせよ、少なくとも私立大学のリーダー的存在として長年の歴史と伝統をもつ大学では、基準等の制約を受けつつも、現実の対応上の必要性から基準の範囲を超えたさまざまな試行や実践を新たに試みようとしていることがうかがわれる。その結果、基準上と運用上との歪みが部分的に生じてきている。
- (3) 筑波大学の事例にもはっきりと表わされているように、新しいタイプの大学教育や新しい試みを求める現実に対応するために、基準上の手直しや改正が行われている。そして、現行の「大学設置基準」は、一部の規定を除き以前に比べはるかに柔軟にまた弾力的に運用することを可能にしてきている。しかし反面、但し書き等の事項が多く加わり、基準自体がかなり複雑化、繁雑化してきていることもまた事実である。事例でみた大学の学部・学科ごとの単位に関する具体的な規定や実践もそれに応じてますます細くなっている傾向にある。
- (4) 各学部の要項等の中には、単位制度の本来の趣旨なるものを掲げている大学はみられない。これについては、恐らく各学部・学科等のレベルで、入学時のオリエンテーションや日常生活指導等の場で学生には説明されていると考えられるが、自学自修を尊重した単位制度の趣旨なり定義なりが周知徹底しているかという点に基き疑問である。規定や細則が先行して、複雑な履修の方法など技術的、形式的な問題が優先されている感がしないでもない。
- 次に当初の制度的枠組みに従って、単位制度の運用の個別的な特徴や問題点についてまとめることにする。

① 1単位数について

1単位の算出基準では、教室内外合せて週45時間という大原則は変わることなく運用上もこれに従ってきているが、実際には各学部や学科レベルで授業形態や授業科目区分ごとに細かく規定され、基準上の但し書きを含めた複雑ともいえる規定を多少表現を変えながら設定しているのが実情である。

また私立の2大学の場合、1単位時間はともに45分であり、筑波大学の場合は50分となっている。この1単位時間の差はわずか5分であるが、少なくとも数字の上では総量としての4年間の学習量はかなりの差異が生じることになる。こうした1単位時間が統一され

ず不明瞭となっていることは基準上の大きな問題点の一つといえる。多分に1コマ=90分=2時間という考え方が長い間の大学の慣行となっており、半ば常識化し特別に設けることもないというのがその根底にあるのではないか。

「大学設置基準」では、単位計算方法を授業のやり方まで細かく規定しているが、その運用もまた同様に、各授業形態もしくは科目の種類に沿って設定している場合が多い。そして、基準の中での但し書き条項を採用している学部としては、とくに法学部が目立っている。これは、基準の歴史の変遷の背景をみれば明らかにされるが、とくに法学部では旧制大学当時から専門教育に必要な履修科目及び時間数が多く求められており、基準の原則に基づく計算方法では総単位数がかなり増加してしまうという事情もある。したがって、こうした学部では授業形態別に異なる計算方法をとるのが困難となっているのである。

② 総単位数について

これについては、各学部間、大学間の差異が著しい。早稲田大学の事例にみたように、124単位をはるかに超える学部もあり、単位制度の趣旨が必ずしも反映されているとはいえない。昭和40年代以降それまで膨れ上がった卒業要件の総単位数を削減する大学や学部がみられる中、依然として基準を30単位以上も超える学部や大学が存在している状況にある。

また後述するように、教職希望者等は、慶応大学の要項の中でも明確に記されているが、総単位数がさらに40単位前後増えることになっている⁽²³⁾したがって、実際には、これら教職希望者等は理論上はそれに必要な単位修得が不可能な数字となっているのである。単位制度の形骸化の側面はこうした点においてもあらわれている。

こうした問題は、単位計算が実質的に正しく行われるようになれば自然解消する問題でもある。しかし、とくに旧制大学との比較において、最低基準からくる学力低下や教育水準の問題を危惧する声も依然として根強いことも確かである。

③ 配分について

各授業科目の単位数の配分は基準通りに運用されているが⁽²⁴⁾、総単位数との関係で、各大学・学部間の専門教育科目への配分単位数にはかなりの差異が認められる。つまり、総単位数が124単位をはるかに超える学部や大学では、その大部分が専門教育科目に充てられているのである。

また、基礎教育科目の設定や一般教育科目の他科目区分への振り分け等の措置も慶応大学では多くみられ定着してきているが、基礎教育科目の取り扱い方については未だ一定していない。つまり、基準上はそれは「専門教育の基礎」（第19条）という考え方が明確にされているが、運用上はむしろ一般教育として位置づける大学（早稲田大学）もみられた。関連して、当初の専門技能を主たる学部に設けられた基礎教育科目は、他の一般学部にもみられ、その設定の当初の趣旨は今日くずれつつあるといってよい。

さらに、いずれの大学においても、教育学部を除いて教職課程の科目は卒業要件の枠外におかれ、現実には教職希望者はその必要な単位を枠外自由選択科目として修得しなければならないことになっている。かつて大学基準協会が単位の配分に関して示した構想⁽²⁵⁾、すなわち教職科目も専門教育科目の中の自由科目に位置づけようとしたことも今や現実にはみられなくなっているのである。

なお、配分のうち保健体育科目ほど各大学で統一され運用されている科目はない。

④ 選択履修について

用意単位数に関しては、各大学とも必要最低単位数よりかなり多くの単位数を用意していることがわかる。表には掲げていないが、外国語科目や保健体育科目についてもそれぞれ多くの単位数が用意され、学生の選択履修の機会を十分に提供している⁽²⁶⁾。むしろ、学生がどの科目を選択するか判断が難しいほどである。とくに一般教育科目については、3分野のそれぞれにおいてその選択の幅はかなり大きくなっている反面、その選択の基準が主として個々の学生の自主的判断に任せられているため、時間割上の都合やクラス規模あるいは評価方法等による、いわゆる「つまみぐい」的な安易な選択判断を生みやすい状況にさえある。

各年次履修については、各学部・学科・専攻等によって多様であることが特徴的である。同時に、共通した運用上の問題を抱えていることも事実である。すなわち、いずれの大学も例外なく1、2年次に総単位数のかかなりの部分が集中し、年次を追うごとに減少していく形態をとっている。これは、もとより一般教育の上に専門教育をおくという新制大学発足当初の考え方が強く残っていることや、とくに最終学年としての4年次は大学教育の総決算ともいべき卒業論文や卒業計画なるものに比重をおこうとする長年の慣行がとられているためでもある。しかし、こうしたことは、昨今の「大学のレジャーランド化」の元凶としての単位制度の空洞化状況を生み出す素地を築きあげてしまったともいえる。

各大学・学部・学科等の多様化は、専門教育科目の必修・選択の比率に最も顕著にあらわれている。どの程度の割合がよいのか、これまでもその判断やそれを裏づける有効な考え方は見い出せないが、より系統的な専門性を重視する専門教育科目のカリキュラム編成やその履修方法に関して、ある一定のめやすは確立されてもよいのではないか⁽²⁷⁾。

⑤ 評価について

単位認定については、試験に加えて出席率をも明示している大学もあるが、単位制度の上からも当然学生の学習のための出席は必要不可欠なものであることはいうまでもない。しかし、例えば出席時間数 $\frac{2}{3}$ 以上という細則は、ややもすれば $\frac{1}{3}$ の欠席を奨励しかねないことにもなり、規則自体が悪しき習慣や結果を生み出す場合もあり得るのである。

また、比較的規模の大きい大学において一般に指摘されるマスプロ授業と、そうでない少人数の授業との単位認定及びその授与が同一の基準で運用されているのが現状である。

そこでは、教育効果や学習効果という質的視点が欠落しているといえる。

単位の認定の蓄積が卒業要件となり、さらに学士号授与として実を結ぶものだけに、この評価については、大学にふさわしい用意すべきカリキュラム内容の検討と併せて、その改善・見直しが強く求められる。

おわりに

以上、事例に基づいて単位制度運用の状況と問題点を指摘してきたが、この中には事例の特殊固有の問題もあるが、わが国大学全体に共通するものも少なくないであろう。単位制度が大学の固有の特色の一つとして続く限り、それは直接的であれ間接的であれ常に大学教育のあり方を考える際に問題とされなければならない。戦後の新制大学の発展過程においては、この単位制度の問題は、とりわけ一般教育のあり方の問題とともに、またそれとの関連で取り上げられ論議されてきた。そして、それは常に改善・見直しの対象とされ、大学教育の現実の状況に対応した基準づくりが今日なおみられるのである。

基準それ自体は、法的拘束力をもつ以上固定的、画一的な要素を内包している。確かに全国的な統一基準が、今日わが国の大学の水準確保に寄与した点は大きい。しかし、単位制度は、それが普遍性をもった公的な性格と意義を有する限り、基準自身のもつ固定的、統一的な部分と、各大学や学部の個性と特色を保障すべき部分とが明確にされる必要がある。

また、基準は、それが大綱的基準として簡潔なほどよい。少なくとも現段階では、1単位数及び総単位数のきわめて大枠な基本的事項については基準の設定が必要となるであろう。しかし、現実の基準及び運用の状況は、1単位時間が不明確な上に、1単位数の算出基準や総単位数にしても、その根底にある考え方が個々の大学に十分に理解され、反映されたものとはなっていない。

単位制度の形骸化、空洞化という一般の問題状況は、単に基準上の見直しにとどまるのではなく、運用上の解決に待つところも大きいといわなければならない。単位制度は、直接的には大学のカリキュラム編成と密接な関係をもつ。したがって当然、教員組織や施設・設備等の問題とも深く関連するものである。現実の運用においては、とかくこうした教員や施設・設備等の外的条件が先行し、あるいはそれに左右されて、単位制度の趣旨と結びついた教育内容の面が従属した形となっていることは否定し得ない。少なくとも各大学及び教員による単位制度についての正しい認識と理解が求められ、さらに良識ある判断が不可欠な条件となる。

現在、単位制度の基準上の問題については、大学審議会の大学教育部会で具体的に審議されつつある。大学の単位制度は、他の機関すなわち大学院や短期大学、高等専門学校さらには高校まで含めて、それらの単位制度や学習制度と切り離せない部分もある。それだけに、大学そのものの運用の状況とともに、高等教育全体の広い範囲の中で、かなり長期的な展望の上に立

って根本的に再検討されることが要求される。

(注)

- (1) 拙稿「大学の単位制度の基準に関する研究—『大学基準』（昭22）から『大学設置基準』（昭31）まで—」（筑波大学大学研究センター『大学研究』第5号，1989. 12.）
- (2) 筆者は，単位制度の基準の変遷過程を，大きく整備過程期（昭和22年の「大学基準」制定から昭和31年の「大学設置基準」制定まで）と弾力化過程期（「大学設置基準」制定以降今日に至るまで）の二つに分けて考えようとしている。前者の整備過程期については前掲論文を参照，後者については別稿を予定している。
- (3) 昭和26年6月21日の「大学基準」改訂では，数学演習などは「演習」扱いとして毎週2時間15週が1単位とされたのに対し，哲学や法学演習などは「講義」扱いとして毎週1時間15週が1単位とされた。
- (4) 大学基準協会『会報』第8号，昭和26. 3. 31, p. 11
- (5) 『大学基準協会資料』第13号（「大学基準」改訂昭和26. 6. 21の解説部分），昭和28. 5. 31, p. 23. なお，当時とくにこうした状況がみられた学部としては，法学部や工学部等があった。
- (6) この考え方は，昭和40年3月31日の文部省「大学基準等研究協議会」答申の中ではじめて明示された。この増加単位は，優秀な学生によっては1日の学習時間が8時間ではなく9時間が可能であり，これを単位換算すれば1年で4単位，4年間で16単位となることに基づくものであったと考えられる。
- (7) 先の文部省「大学基準等研究協議会」の答申では，基礎教育科目，専門教育科目は2単位以上とし，必要のある場合1単位または1.5単位とする案が提出されていた。
- (8) 以上のほか，基準の上で単位制度あるいはそれに関連する事項としては，次のようなものがある。
 - ・授業を行う学生数の標準として，1授業科目について同時に授業を行う学生数は，おおむね50人とし，但し人文・社会分野の科目及び保健体育科目については，200人を限度としてそれ以下とする（第29条）。
 - ・授業の形態は，講義，実験・実習，演習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（第30条）。
 - ・医学及び歯学の学部の卒業要件は，他の学部と異なるものとして別に独立の条項が設けられている（第33条）。
- (9) これに関しては，新制大学発足後まもない時期に，大学基準協会の「カリキュラム研究委員会」が全国調査を行い，当時の履修単位状況を明らかにしている。多田 基「履修単位に関する研究調査について」（大学基準協会『会報』第14号），昭和27. 11. 25.
- (10) 以下は作成した表を含めて，早稲田大学の各学部要項（昭和63年度版）による。

- (11) もっとも、あえて厳密に計算すれば、同大学の場合1時間=45分であるので、1日約12時間といってもそれは正味約9時間に相当し、その限りでは決して不可能な数字であるといえない。
- (12) 教員免許状を得ようとする者は、所属学部の科目の枠外で教育学部に配置された教職課程の科目を履修しなければならない(同大学学則第19条)。
- (13) 大学基準協会による昭和26年の全国調査の結果によれば、一般教育科目の用意単位数のモードは2倍前後、専門科目の場合はそれに比べ低く1～2倍の範囲にあった。多田 基、前掲書、p.10。
- (14) 参考のために、同大学学則では、試験に関して次のように規定している。
- ・所定の科目を履修した者に対しては、毎学年末又は毎学期末に試験を行う。但し、教授会において平常点を以て試験に代えることを認められた科目については、この限りではない(第49条)。
 - ・試験の方法は、筆記試験、口述試験及び論文考査の3種とし、各学部の教授会がこれを決定する(第50条)。
- (15) これに関連して、早稲田大学では、登録した科目は必ず履修することが義務づけられ、途中放棄は不合格とされることになっている。
- (16) このシステムではG. P. (Grade Point) 制がとられ、特優3点、優2点、良1点、可0点、不可-1点として、次のような総合成績 (Scholarship Average) を算出している。
- $$S. A. = \frac{G. P. \text{ と単位数との積の合計 (体育, 教職, 随意科目は除く)}}{\text{(全登録) 単位数の合計}}$$
- (17) 以下は作成した表を含めて、慶応義塾(日吉)履修案内及び各学部履修案内(昭和63年度版)による。
- (18) 150単位の配分は、一般教育科目48単位(必修20単位)、保健体育科目4単位、外国語科目20単位、専門教育科目78単位であった。
- (19) 具体的には、3年以上在学し、90～97単位(学科によって異なる)の修得を義務づけている。
- (20) 以下は作成した表を含めて、筑波大学履修要覧(昭和63年度版)による。
- (21) この点に関しては、とくに第一外国語の「一般語学」の単位が余りにも少ないことが学内においても指摘されている。筑波大学企画調査室『筑波大学の自己評価と改革の指標』、昭和63.3, p.33。
- (22) 各学群とも、原則として年間15単位以上(医学は相当の単位又は授業時間)を修得できないものは、除籍されることになっている(学則第45条)。
- (23) 慶応義塾(日吉)履修案内、p.313。
- (24) 文部省の調査(全国1,232の国公立大学の学部対象)によれば、昭和63年度現在、一般

教育科目の単位数は、36単位を超えるものが約15%、36単位が約53%、36単位未満が約33%となっている。また、関連して、くさび型編成については殆どの大学で実施されてきている。文部省高等教育局『大学資料』No.110号、1989、pp.68-69.

25) 大学基準協会で示された124単位の配分の一例は、次の通りであった。

一般教育科目	36 単位
外 国 語	16 単位
体 育	4 単位
専 攻 科 目	30 単位
関 連 科 目	10 - 18 単位
自由選択科目	23 - 28 単位

大学基準協会『大学に於ける一般教育——一般教育研究委員会報告一』（『大学基準協会資料』第10号）、昭和26.9、pp.50-51.

26) 慶応大学では、原則として卒業するために必要な単位としては認められない学科目として「自由科目」が、早稲田大学では「随意科目」がそれぞれ設定されている。

27) 私立大学の調査結果では、全国的傾向としてくさび型教育課程編成とともに、必修単位が減り選択もしくは選択必修の単位が増加し、さらに半学期開講の2単位科目方式が広がってきているという。国庫助成に関する全国私立大学教授会連合『全国私立大学白書』、1988、pp.57-58.